

処 分 基 準

令和元年 12 月 14 日作成

法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項：第 25 条第 2 項第 3 号
処 分 の 概 要：自動車運転代行業を営む者に対する営業の廃止命令
原権者（委任先）：山口県公安委員会
法 令 の 定 め： ○ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 ・ 第 3 条（第 7 号及び第 8 号を除く。）（自動車運転代行業の要件） ・ 第 4 条（認定） ・ 第 5 条第 3 項（認定拒否の通知） ・ 第 7 条第 1 項（認定の取消し）
処 分 基 準： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 24 条第 1 項各号に該当する場合、自動車運転代行業に当たることの認識が全くないままに自動車運転代行業を営んでおり、かつ、これがやむを得ないと考えられるような特段の事情のある者については必要に応じ指導を行うこととし、このような場合を除いては営業の廃止を命ずることとする。
問 い 合 わ せ 先：交通部交通企画課安全係
備 考：